

金融・保険市場における動向（欧州）

【欧州・規制】

○近代的な規制であるソルベンシー II 指令の承認

EU 域内の保険会社・再保険会社のソルベンシー（支払能力）を規制する EU 指令案が 4 月 22 日、欧州議会で可決・成立した。

「ソルベンシー II 指令」と呼ばれる保険と再保険に関する指令消費者保護、近代的な規制、市場の統合、ヨーロッパ保険会社の競争力強化を目的とするものであり、EC は欧州議会がこの指令を承認したことを歓迎している。この新しい規制下では、

保険会社も再保険会社も全種類のリスクを洗い出し、効率的に管理し、透明性を確保することが要求される。さらに保険グループは「グループ監督者」を設置しグループ全体を監視することになる。

また、ジョセ・マニュエル・バローソ欧州委員長は「この承認はヨーロッパの経済発展の継続に寄与するだろう。国境を越えて一貫性のある規制を受けている統合的で競争的な保険会社は、全ヨーロッパの消費者や事業者に必要なことである。また、保険会社や再保険会社にとっても信頼回復に寄与できる。」とコメントしている。

今回のソルベンシー II 指令は、枠組み指令であり、新しいソルベンシー規制が従うべき原則が規制されている。今後は、市場参加者や加盟国の協力を得て提言書がまとめられ、欧州議会の精査のもとで実施細則などがまとめられるであろう。特に、欧州保険・年金監督者会議（CEIOPS）は重要な役割を担い続けるであろう。

ソルベンシー II は、EC のベーター・レギュレーションの一部であり、14 の指令が 1 つの指令に統合されるので、規制を単純化することになる。

この新しい規制は 2012 年実施を目指している。

(EU プレスリリース 2009.4.22 ほか)

【欧州・規制商品】

○2010 年から大規模保険会社向けストレステスト

ヨーロッパの大規模保険会社においては、2010 年からストレステストが導入される。欧州保険・年金監督者会議（CEIOPS）は、リスクベースの規制であるソルベンシー II のための第 5 次数理的影響調査（Quantitative Impact Study 5）と連動してストレステストを計画するものである。欧州連邦リスク管理協会マリー・ゲマ・デア会長は「ストレステストによって、保険会社の財務安定性が向上する」とコメントしている。

(Business Insurance)

【イギリス・規制動向】

○銀行と同様の規制に対するイギリス保険協会の懸念を金融庁が否定

今回の金融危機を契機として、保険にも銀行向けに検討されているような大変革（例えば、EU 域内における支店営業の規制）が及ぶのではないかとの懸念が、イギリス保険協会から出され、もしこのような結果になった場合には、今後イギリスの保険会社にとり収益性、繁栄、革新性が損なわれることになるとコメントした（6月3日）。

イギリス金融庁長官は6月9日に開催されたイギリス保険協会の隔年総会に出席し、保険業界の懸念を払拭した。その講演の中で、金融危機における銀行の問題の中心は、流動性リスクであるが、保険におけるこのリスクの位置づけは格段に低く、また、イギリス保険業界は既に2004年に政府主導の一連の資本増強策（EUで検討されている2012年に導入予定のソルベンシーIIの先取的内容）を推進しており、その結果、今回のような金融危機に対して抵抗力がついており、銀行のような抜本的改革までは不要であるとした。一方で、金融業界全体の状況が著しく変化しており、保険にも大きな変化は生じうるとコメントした。

（イギリス保険協会ウェブサイトほか）

【ドイツ・市場動向】

○アリアンツが環境取組を推進

アリアンツは、トルコにある風力発電会社に出資することにより、同グループ保有の344台の社有車のCO2の排出量約1,445トンを相殺し、カーボンニュートラルとした。この取組は昨年2月より開始しており、今年もカーボンニュートラルの達成を見込んでいる。

これは同グループが推進する環境取組みの一つであるが、同グループにおける直接的な環境取組に加え、この6月より、金融・ビジネスニュース専門放送局CNBCと提携し、環境保護に貢献するアイデアのある欧州の起業家を表彰するビジネスコンテストを開始した。優勝者への懸賞内容は、25万ユーロ超に相当し、その中には、CNBCでの放送に加え、アリアンツの包括的なビジネスサポートが含まれている。

同社はその専門性を活かしてビジネス支援にまで関わることにしており、テレビでの露出も含め、単なる金銭的な支援にとどまらない点は、環境取組支援の新たなビジネスモデルと考えられる。

（アリアンツウェブサイト）

【ドイツ・自動車保険】

○企業物件の自動車保険市場は競争激化により減収と選別引受が鮮明に

ドイツではこのところ乗用車やトラックのフリート契約の引受競争が激化している。カーリース会社の契約がドイツ資本の保険会社から米国資本の保険会社に切り替えられた例もある。

同時に損害率の高いフリート契約者には、個別に事故分析等を行い、保険料と引受条件を検討するなど、リザルトレーティングを徹底した引受が行われている。

保険料水準はこの数年急低下しており、大手ブローカーによれば、2009年の更改にあたっては5～8%の減収となっており、競争は激化しているとのことである。加えて、金融危機に端を発する景気後退により物流量が減少し、多くの物流企業で一部のトラックが不稼動となっていることも減収に影響している。

また、保険料と並んで保険のグローバルプログラム化が進んでいることも影響している。国際企業においては、国ごとに異なる保険契約を統一し、コスト削減を図りたいというニーズが高まっており、こうした動きもフリート市場の競争激化につながっている。

(Insurance Day 2009.5.20 ほか)

【フランス・巨大災害】

○エールフランス機墜落事故、近年の航空機事故では最大級の損害額の可能性

5月31日にブラジル沖の大西洋上で発生したエールフランス機墜落事故は、乗客乗員228名全員が死亡したと見られている。この事故に対する保険業界の損害額は、2001年11月にニューヨークで発生し、265人の死者を出したアメリカン航空機墜落事故による損害額約6億ドルを越え、2001年以降の航空機事故では保険業界で最大級の事故となる見込みである。

フランスの大手保険会社アクサによれば、遺族への損害賠償額は搭乗者1名あたり少なくとも15万ドル以上が見込まれ、さらに追加支払の交渉準備を行っている模様である。

最終的な損害賠償額は、被害者の遺失利益の総額や航空会社の過失等によることとなるが、事故の原因と目されている速度計のメーカーである、フランス政府も一部出資する大手電機メーカーで航空・宇宙・防衛分野に強いタレス (Thales) 社に対し、損害賠償請求の可能性も出てきた。エールフランスの最高経営責任者グルジョン氏は、速度計が事故の原因であるという説は、単なる憶測であり確信が持てないと述べている。

(ブルームバーグウェブサイト、Insurance Day 2009.6.12 ほか)

金融・保険市場における動向（米国）

【市場動向】

○金融危機を踏まえて、増加が懸念される保険詐欺に対して全米保険庁長官会議が警告

全米保険庁長官会議（NAIC）は、金融危機により低迷する経済状況を踏まえて、保険詐欺の増加を懸念しており、本年6月、保険料を節約しようとする消費者に保険詐欺に遭わないよう注意喚起を呼びかけるリリースを発表した。

NAICによると、偽の保険会社や悪質な保険代理店等が、偽の住宅保険、医療保険、自動車保険などを通常より相当安い保険料で提示して、消費者をだます手口が横行している。また、正当な保険会社の社員や代理店が、個人的な利得のために、顧客から保険料を収受して懐に入れたまま、保険会社に契約を報告しないケースもあるという。

NAICでは、契約する前に、NAICの消費者情報サービス等で保険会社を調べ、商品説明書を読んで必要な補償かどうかをよく理解すること、不審を抱いたら、署名や支払を止め、保険庁に電話し、免許保険会社か免許代理店かを確認すること、また、正当な保険会社の契約でも、自動車保険付保証明や保険証券の写しをすぐに発行しない等は疑わしいサインであり、直接、保険会社に問い合わせることなどの防御策を説明している。

(NAIC ニュースリリース 2009.6.9)

【規制動向】

○指数連動年金の連邦規制を無効とし、州の規制権限を明確化する法案が提出

指数連動年金（Indexed Annuities）等を1933年証券法の適用対象とする規則151Aを無効とし、一定の年金・保険商品を州保険規制とすることを明確化する法案H.R.2733が、民主党議員らによって、2009年6月の下院金融サービス委員会に提案された。

従前は、変額年金を証券規制としたSEC v. Variable Annuity Life Ins. Co.判決によって、発行時に純粋な変額年金契約のみが証券と解釈され、保険会社では、変額給付と確定給付要素を混合した商品を開発し、連邦規制を回避してきた。このため、指数連動年金は連邦規制の対象外であったが、解約手数料の高さ、満期までの期間の長さ、特に、満期前の給付金ニーズや満期までに生存できない可能性を十分理解しない高齢者への販売に関する苦情が急増したため、証券取引委員会（SEC）は、2009年1月に規則151Aを制定し、株式指数連動年金その他類似保険商品に連邦法の開示規制、詐欺防止および消費者保護規制を適用することとした。H.R.2733はこれを従前の状態に戻すものである。

大手生命保険会社のメットライフは、指数連動年金のSEC規制を支持すると表明する一方、NAICはH.R.2733を歓迎する書簡を提案議員に送るなど議論が高まっている。

(Morrison Foster News Bulletin 2008.9.3、NAIC ニュースリリース 2009.6.5 ほか)

【市場動向】

○フロリダ州知事は、保険料率を引き上げ、ハリケーン災害基金を減額する法案に署名

フロリダ州では、ここ数年、同州の財産保険ビジネスから撤退する民間保険会社が相次いでいる。直近のステート・ファーム・フロリダの場合は、同社が保有する 120 万件の保有契約を残して撤退する最も良い方法について監督当局との協議が続いている。

こうした中フロリダ州知事は、これまで料率が凍結されていた、同州が運営する非営利・非課税の財産保険専門会社：シティズンズ・プロパティ・インシュアランスに対して、2010 年より 1 証券について年間最大 10%、数理的に健全なレベルに達するまで料率を引き上げることを容認する法案に署名した。

また同法案には、1993 年に創設されたフロリダ・ハリケーン災害基金 (FHCF) を毎年 20 億ドルずつ 6 年間に渡って合計 120 億ドルを段階的に減額すること、さらに同基金が保険会社に提供する再保険カバーの料率を 2009 年から 2013 年まで毎年 5%ずつ、その後は毎年 25%ずつ引き上げること、大規模なハリケーンが発生して保険会社に支払う再保険金の支払備金が不足する場合には、再保険金を減額できることなどが定められている。

(Best's Insurance News 2009.5.28、Best Week 2009.5.11 ほか)

【市場動向】

○非常に厳しい連邦政府による農作物保険への援助削減提案

米国の農作物保険は、連邦政府の援助を受けて、ナショナル・クロップ・インシュアランス・サービスという 16 の民間保険会社で構成されるグループによって運営されており、全米の農地の 80%をカバーしている。この保険プログラムは長い年月をかけて発展し、今では農業の不可欠の要素になっている。2008 年度現在、保険料は 99 億ドルに達し、これまでに 82 億ドルの保険金が被災した農業経営者に支払われている。

オバマ政権は、農業関連予算の削減計画の一環として、今後 10 年間で 52 億ドルの同プログラムへの助成金削減を提案したが、その削減額が農業経営者の負担になるのか、あるいは保険会社の負担になるのか等の詳細は示されていない。

今回の提案は非常に厳しい内容であり、今後同プログラムから脱落する民間保険会社が出る可能性がある。

(Dow Jones Newswires 2009.4.24 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【マレーシア・外資規制の緩和】

○現地保険会社とタカフル事業への直接投資許可は7割まで拡大

マレーシアでは、同国保険市場の市場開放を促進させてきており、外国人投資家が同国保険会社の7割までの株式保有を認めることにした。これまで外国の保険会社の株式持分は49%までに制限されていたが、マレーシアのナジブ・ラザク首相が発表したこの施策により、外国保険会社は現地の保険会社や銀行をコントロールできるようになる。

マレーシアには、同国が本国となっている、タカフル事業を営む大きなイスラム保険会社のいくつかがあるが、そのタカフル・ビジネスに関しても外国人投資家に対して7割までの株式保有を認めることにした。

こうした政府による市場開放の動向は、マレーシア損害保険協会やマレーシア生命保険協会が歓迎することとなった。マレーシア損害保険協会のリム専務理事は、これらの施策が損害保険に関するよりよい国際的慣行の採用を奨励することとなり、損害保険業界の合従連衡をもたらすことになるだろう、と述べている。

しかしながら、マレーシア生命保険協会では、タカフルの原理が組み込まれた保険商品を巡って、伝統的な保険とイスラムの保険という二つの主流な保険商品を取り扱うことに議論の発生する可能性がある」と述べ、両保険の取扱いに関するルールが標準化されるべきだと主張している。

(World Insurance Report 2009.5.11)

【中国・市場動向】

○保険の銀行窓販の低い認知率

中国に進出している生命保険会社、アリアンツ中国が銀行窓販の提携先である中国5大銀行（中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国商業銀行）の利用者3,100人を対象に2008年の3月から9月まで、中国の12州で行った利用者意識調査によると、銀行で保険商品を購入できることを知っている人は利用者のうち37%で、実際に銀行を通して購入しているのはわずか3%に過ぎない、ということが分かった。保険商品の購入チャンネルの希望に関する質問では、2人に1人は保険代理店を挙げ、以下11%の利用者が銀行、4%の利用者が保険ブローカーと答えている。

調査を担当したアリアンツ中国の担当者は、今回の結果を通して、さらに銀行窓販部門を発展させるだけの見込みがあるとみて、銀行支店で保険商品が購入できることを中国人民に知らしめ、利用者のニーズを満たすべく、利用者の希望に応じた競争力のある保険商品の提供を検討することになるだろう、としている。

(Best Week Asia/Pacific 2009.6.9)

【フィリピン・市場動向】

○フィリピンの農村銀行はバンカシュアランスに注目している

フィリピン農村銀行協会のメンバーは、地方での保険浸透を促進するため、大銀行が都市部で行っているように、保険を販売することを望んでいる。

しかし、資本制限により、保険販売を行うことが妨げられている。最大の難関は、農村銀行の資本基盤が相対的に少ないことである。

既存のバンカシュアランス規制は、銀行がクロス・セリングを行うために、関連保険会社の株式の少なくとも5%を保有するよう求めているが、保険会社の多くは、農村銀行よりも大きいため、ほとんどの農村銀行は最低の株式保有比率を保有することができない状況である。

フィリピン中央銀行は、資本制限を認識し、フィリピン農村銀行協会からの申入れを検討しているとフィリピン中央銀行の副総裁はコメントしている。

(Asia Insurance Review eWeekly Asia 2009.6.8)

【インド・市場動向】

○保険会社の評価基準が出される見込み

インドの保険業界の監督機関である、保険規制・開発局は、来年3月31までの現会計年度中に、保険会社がエンベディッド・バリュを基礎とした統一の標準評価方法の採用を義務化する見込みである。エンベディッド・バリュは将来利益の現在価値に調整純資産価値を加えたものを基礎として計算されるものである。保険規制・開発局は、保険会社の評価を簡略化するため、アクチュアリー会に標準評価方法の検討を行わせている。

今までは、標準評価のフォーミュラが無いため、異なった評価人から様々な評価を受けている保険会社の例もあったとしている。

保険会社が標準評価を計算できるように、そしてもし不具合があれば、それを修正する準備期間を取っている。また、これにより、アナリストが保険会社を比較することができるのと保険監督機関はコメントしている。

(Asia Insurance Review eWeekly Asia 2009.6.8)